

V-2 (参考) 島しょ漁協における用船料の対応

【課税資産の譲渡等と消費税】

* 参考資料:消費税のあらまし(令和5年6月)【国税庁】



- ・事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等について、消費税の納税義務がある
- ・漁協が用船料を仮受金で処理している場合、漁協には資産の譲渡がない
- この場合、用船(仮受金処理)の買手は漁協ではなく、発注元である事業者(公益法人、NPO法人含む)

【インボイスが不要な事業者(買手)】

- ・簡易課税事業者、免税事業者、支庁等(国、都、町村)
- * 支庁等(国、都、町村)が一般会計に係る業務として、用船を委託する場合には、消費税の申告義務はない(*:P. 18参照)
- 支庁等(買手)が委託した用船(仮受金処理)には、組合員(売手)のインボイスが不要

【値引き調整】

- ① 買手は消費税の納税負担を軽減するため、売手と販売価格の値引き交渉が可能
 - ② 用船料(仮受金)の場合、買手は漁協ではなく、発注元となる事業者(公益法人、NPO法人含む)
- 事業者(買手)と組合員(売手)は値引き交渉が可能
- 漁協は事業者(買手)と組合員(売手)が行う値引き交渉を調整(【値引き調整】)

【調整時の注意事項】

- * 「値引き交渉」は、**独占禁止法**にある「優先的地位の濫用」(不公正な取引)に注意が必要
- 漁協は、民間事業者等と組合員が**相互が理解、合意できるように**努めましょう!

【用船料仕分けの例】

(例) 用船料: 110,000円(本体価格: 100,000円、消費税: 10,000円)

* 用船料の収入

貸 方		借 方	
預け金	110,000	仮受金	110,000

* 用船料の支払と用船手数料の収入

貸 方		借 方	
仮受金	110,000	預け金	110,000
預け金	10,000	用船手数料(10%)	10,000

《編集・発行》 都漁連指導室

TEL 03-3458-4236

e-mail shidoo@tokyo-gyoren.or.jp